

しまねがめざす

# 人権教育

「進路保障」を柱とした人権教育の推進により  
将来をたくましく切り拓いていく子どもの育成をめざします



**1 人権としての教育**

子どもたち一人一人の学びの保障

**2 人権を通じた教育**

人権が尊重される環境づくり

**3 人権についての教育**

人権に関する知的理解と  
人権感覚の育成

3つの視点を大切にした教育を学校全体で推進しましょう！

島根県教育委員会



# 人権教育を進める3つの視点

1

## 人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）

人権としての教育とは、子どもたち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることができるようにすることです。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所がもてない子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合があります。また、見通しのもてない授業展開や子どもの実態や理解度を配慮していない指導に対して、発達障がいのある子どもは特に不安や困難さを強く感じることもあり、学習への意欲を失っている場合もあります。

課題解決に向けては、本人、家庭の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議等を開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解をはかったりするなど、全校体制でさまざまな取組を行うことが大切です。もちろん、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度等の情報は、すべての家庭にもれなく周知される必要があります。

2

## 人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）

人権を通じての教育とは、人権が尊重される環境をつくることです。

環境づくりとは、学校の美化や掲示物の工夫等にとどまりません。教職員の姿も子どもに影響を及ぼす教育環境です。教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学びとっています。

学校生活全体の中で、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要です。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子ども一人一人の問題を考えていく風土をつくることです。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、クラス全体の中で一人一人が大切にされているという雰囲気を作成していきます。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものです。このことは、教職員同士の関係においても同様です。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となって、子どもたちにもよい影響を与えます。

3

## 人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）

人権についての教育とは、人権に関する知識を理解に深めるとともに、人権感覚の育成をはかることです。

子どもたちが人権や人権擁護に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援し、自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けさせなければなりません。

例えば、いじめ問題について考えさせる場合、「いじめる側は、なぜいじめをしたのか」や、「自分もそのように思うことはないか」等を考えさせることによって、自分自身も「いじめる側」に立つ危険性に気づかせ、「いじめをしない」ためにどうすればよいかを考えさせることができます。いじめを単に個人の問題と捉えるのではなく、それを容認する雰囲気や、希薄な人間関係に起因する集団の問題として捉えることが、問題の本質を見抜く力を養うことにつながります。

日々接している子どもたちの生活背景には様々な人権問題が存在している場合があります。子どもたちが将来、人権問題に直面する可能性もあることを念頭に置きながら、人権問題を構造的に理解することによって「差別をしない生き方」を考えさせるよう支援することが大切です。





# 人権教育の視点から教育活動をすすめることは 子どもたちの学びを保障し、魅力ある学校づくりにつながります!



## 事例を人権教育の視点から考えよう!

- 問① この事例の問題点を挙げ、その背景を考えてみましょう。  
問② 問題点を改善するにはどのような取組が大切ですか。

### ある学校の出来事から

Aさんは小学5年生です。明るく活発で、運動が得意です。しかし、机やロッカーの中が乱雑になることがよくあります。

Aさんの学級では、学年始めに「忘れ物をしない」という努力目標を決めました。

学級担任は、教室に子どもたちのがんばりが分かるような掲示をするなど、努力を認める取組を進めました。子どもたちも目標達成のためによく努力しました。しかし、そのうちに友達の失敗を見逃すまいとしたり、失敗を見つけては責めるようになっていきました。そのような子どもたちの姿を、学級担任は、学級の目標達成に向けて「子ども同士が互いに高め合おうとする姿」だと受けとめていました。

しばらくして、Aさんが続けて忘れ物をすることがありました。担任はそのことを学級の子どもの前で厳しく注意しました。その後、子どもたちは、Aさんが忘れ物をすると「なぜ、約束を守れないの」ときつい口調で非難したり、陰で悪口を言ったりするようになり、この雰囲気は学級全体に広がっていきました。学級に居場所を感じられなくなったAさんは、授業中に腹痛や頭痛を訴え、保健室に行くようになりました。

たびたび保健室を訪れるAさんに養護教諭が話を聴くと、「みんなが自分を責める。口もきいてくれない。自分も忘れ物をしないように頑張ってきたのに…。こんな学級にはいたくない。」と話しました。

養護教諭はこの状況をすぐに担任に伝えました。そして、学校ではケース会議が開かれることになりました。

1

### 人権としての教育

- ①なぜ、Aさんや周囲の子どもたちは、安心して学校生活を過ごせていないのでしょうか。
- ②子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするためには、どうすればよいのでしょうか。

2

### 人権を通じての教育

- ①なぜ、Aさんが学級にいたくないような雰囲気が出てしまったのでしょうか。
- ②よりよい集団をつくるためには、どうすればよいのでしょうか。

3

### 人権についての教育

- ①なぜ、目標を達成するための取組が、子どもの居場所を奪うことになったのでしょうか。
- ②子どもたちの人権に関する理解を深め、人権感覚を育てるためには、どうすればよいのでしょうか。

## 進路保障を柱とした取組の例

### ◆子どもの行動の背景を理解する

- 子どもの思いに耳を傾け、しっかりと関わる。
- 教職員間の日々の情報交換を大切にする。

### ◆一人一人の自尊感情を育む

- 子どもの取組や成長を認め、励ます。
- 子どもの実態をふまえた課題を用意し、達成感や充実感が得られるような指導の手立てを工夫する。

### ◆安心して学び合い高め合う集団をつくる

- 失敗を大切にし、子どもたちがお互いにつながるような支援をする。
- 学校行事等を、子どもたちが主体的に活動できるように見直す。

### ◆互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

- 担任や授業担当者任せにせず、すべての教職員で子どもの支援に取り組む体制をつくる。
- 子どもの実態を中心とした教職員研修を定期的に行い、意見交換の場を増やす。

### ◆家庭・地域等との連携を図る

- 学校の取組や子どもの様子について、家庭や地域、異校種間で情報交換する機会を積極的にもつ。
- 学校がよりよい学びの場となるために、公開授業等を定期的に行う。

### ◆人権に関する知識を理解に深め、人権感覚の育成を図る

- なぜルールを守ることが大切なのかを、子どもたちに話し合わせる。
- 困っている友達に気付いた時に、どうしたらよいかを子どもたちに話し合わせる。



## 人権教育を進めるうえで大切にしたいこと

### 1 子どもの行動の背景を理解する

子どもの行動には、さまざまな背景があります。  
教職員一人一人の「見えにくいものを見ようとする」関わり方が大切です。

### 2 一人一人のありのままを受けとめ、自尊感情を育む

子どもは人格をもった一人の人間です。  
子どもの内面にある力に気付かせ、開花させることが大切です。

### 3 安心して学び合い高め合うことのできる集団をつくる

教室は一人一人の子どもがつながることで居場所となります。  
学びの場では、安心して「わからない」といえる雰囲気づくりが大切です。

### 4 お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

教職員が連携することは、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに  
良い影響を与えます。  
一人一人の教職員が能力を発揮できる集団であることが大切です。

### 5 家庭・地域等と連携して子どもたちの学びをともに支え合う人間関係をつくる

地域にある様々な「ひと・もの・こと」との出会いは、子どもたちの視  
野を広げます。  
家庭・地域等に関われた、風通しの良い学校であることが大切です。

### 6 人権に関する知識を理解に深め、人権感覚の育成を図る

子どもたちの能動的な学習が、知識を理解に深めることにつながります。  
人権感覚を磨くには、体験的・協力的な学びを繰り返すことが大切です。

## 進路保障とは

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育てていこうという理念です。「進路保障」を柱にした人権教育の推進により、一人一人の人権が保障される教育現場が実現され、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成をめざします。

「進路保障」という理念に基づいた取組は、教育活動のあらゆる場面で行われるものです。取組を進めるためにまず大切なことは、教職員が、一人一人の子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける姿勢をもつことです。

学校は、子ども自身の責任ではない事柄によって進路が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければなりません。また、子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていったり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組を行わなければなりません。「進路保障」の取組とは、一人一人の子どもの自己実現をめざし、自立と社会参加を可能とする力や、生涯にわたって学習することができる基礎的・汎用的な力を育成する教育活動です。



**これだけは知っておきたい！「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]**

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



**【隠れたカリキュラム】**

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規的教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

(指導等の在り方欄 p.9)

**【効果のある学校】**

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果をあげているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実一人一人の存在や思いが大切にされるといふ状況が成立していなければならないからである。

(指導等の在り方欄 p.16)

島根県教育庁人権同和教育課

〒690-8502 松江市殿町1番地(第2分庁舎2F)

電話 0852-22-5432 FAX 0852-22-6166

http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/